証明予定事実記載書２

令和２年６月３０日

東京地方裁判所刑事第１３部　殿

東京地方検察庁
検察官　検事　長　　好　[redacted]

被告法人大川原化工機株式会社，被告人大川原正明，同相嶋靜夫，同島田順司に対する　関税法違反，外国為替及び外国貿易法違反　被告事件につき，検察官が証拠により証明しようとする事実は，下記のとおりである。

記

	主な証拠
第１　令和２年６月１５日付け追記訴状の公訴事実に係る犯行に至る経緯等	甲５２，５４～
同年５月１８日付け証明予定事実記載書第１のとおりである。	５７，６１
第２　令和２年６月１５日付け追記訴状の公訴事実に係る犯行状況等	甲３７～５０
各公訴事実記載のとおりである。	
第３　輸出貿易管理令別表第１及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令２条の２第２項５の２イないしハ（以下「貨物等省令３要件」という。）の解釈について	
１　貨物等省令３要件の定め	甲１，３９
イ　水分蒸発量が１時間当たり０．４キログラム以上４００キログラム以下のもの	
ロ　平均粒子径１０マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径１０マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの	
ハ　定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの	甲２，２８～３

2　経済産業省の通達である，「輸出貿易管理令の運用について」は，貨物等省令３要件の用語の解釈について，以下のように定めている。　０，７０～７２

ア　貨物等省令３要件ロの「最小の部分品の変更」とは，噴霧ノズルの交換を含む。

イ　貨物等省令３要件ハの「滅菌又は殺菌することができるもの」とは，物理的手法（例えば，蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まれない。

3　また，貨物等省令３要件ハの「定置した状態で」とは，オーストラリア・グループにおける規制案（英文）の「in situ」を邦訳したものであり，「装置を分解せず，組み立てた状態で」という意味であると解される。　甲２８～３０，甲７０～７２

第４　令和２年３月３１日付け起訴状の公訴事実及び同年６月１５日付け追記訴状の公訴事実第１に係る噴霧乾燥器（機種ＲＬ－５。以下「ＲＬ－５」という。）が貨物等省令３要件の定める仕様を満たすこと

1　貨物等省令３要件イについて　甲４，５

ア　ＲＬ－５の製品カタログ，仕様書には，１時間当たりの水分蒸発量が７キログラムから１０キログラムである旨記載されている

イ　ＲＬ－５の同型機を使用している会社による実際の使用状況下における水分蒸発量は，１時間当たり２．２キログラムである。

2　貨物等省令３要件ロについて　甲４，６，７

ア　ＲＬ－５の製品カタログには，被告会社が開発した平均粒子径１０マイクロメートル以下の微粒子を製造することが可能な「ツインジェットノズル」を搭載したモデルである旨記載されている。

イ　ＲＬ－５の同型機を使用している会社は，同型機により，最小で平均粒子径０．２９４マイクロメートルの製品を製造可能である。

３　貨物等省令３要件ハについて

ア　乾熱滅菌器を利用した実験によれば，芽胞（増殖に適さない環境になったときに形成される，耐久性の高い特殊な細胞構造）を形成しない細菌の代表である大腸菌及び芽胞を形成する細菌の代表であるウェルシュ菌が，摂氏１１０度，２時間の乾熱処理で死滅することが確認できた。また，別の実験では，腸管出血性大腸菌Ｏ１５７が，摂氏９０度，２時間の乾熱処理で死滅することが確認できた。なお，一般に，芽胞を形成しない細菌よりも芽胞を形成する細菌の方が熱に強い性質を有している。　甲１０～１３，甲８，９

イ　ＲＬ－５と同型機を使用し，同型機内部に噴霧乾燥対象液体を入れずに空焚き状態（乾熱）にし，稼働時の内部温度を計測する実験を行ったところ，摂氏１１０度以上を約５時間，摂氏９０度以上を約６時間３０分，最高で摂氏１１７度以上を約３時間維持できることが確認された。

第５　令和２年６月１５日付け追記訴状の公訴事実第２に係る噴霧乾燥器（機種Ｌ８－ｉ。以下「Ｌ８－ｉ」という。）が貨物等省令３要件の定める仕様を満たすこと　甲４０，６７

１　貨物等省令３要件イについて

ア　Ｌ８－ｉの製品カタログには，１時間当たりの水分蒸発量が３キログラムである旨記載されている。

イ　Ｌ８－ｉの出荷前製品検査において，１時間当たりの水分蒸発量が３キログラムであることが確認された。　甲４１，４２，６７，

２　貨物等省令３要件ロについて

ア　Ｌ８－ｉの同型機を使用している大学研究室では，回転数等を調整することで，平均粒子径６．４～６．６マイクロメートルの製品を製造可能である。

イ　Ｌ８－ｉは，容易に，噴霧ノズルを，第４，２，ア記載の

「ツインジェットノズル」（平均粒子径１０マイクロメートル以下の微粒子を製造することが可能なもの）に付け替えることが可能である。 甲４３

3　貨物等省令３要件ハについて

ア　前記第４，３，アと同じ。

イ　Ｌ８－ｉと同型機を使用し，同型機内部に噴霧乾燥対象液体を入れずに空焚き状態（乾熱）にし，稼働時の内部温度を計測する実験を行ったところ，最低温度箇所において，摂氏１１０度以上を約３時間３０分維持できることが確認された。

以　上